香川労働局一般公示第 141 号
令 和 ８ 年 １１ 月 ２６ 日

第６回香川地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催いたします。
傍聴を希望される方は、下記要領によりお申し込みください。

記

１　日　　時　　令和８年 12 月１日（火） 14 時 00 分より
２　場　　所　　北館 702 会議室
　　高松市サンポート３番 33 号　高松サンポート合同庁舎北館７階
３　議　　題　　香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金ほか２特定最低賃金改正決定の必要性の有無について　ほか
４　傍 聴 者　　５名
５　要　　領
（１）　希望者は、傍聴希望者ごとに、傍聴を希望される審議会の開催日、住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス（希望者のもの)、所属を明記の上、電子メールにて下記の宛先までお申し込みください。
お申し込み締切日時は、令和８年 11 月 30 日（月）（必着）です。

電子メールの送付先：chinginshitsu-kagawakyoku@mhlw.go.jp

（２）　会場収容人数に限りがございますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、当落のご連絡を電子メール（申込みいただいた時のメールアドレスに送付）にて行います。
（３）　当日は、審議会の開始 10 分前までにお越しください。審議会の開始後の入室は認められませんので御注意ください。
なお、事前に御応募いただいた御本人であることを確認させていただきますので、当日は、「顔写真付き身分証明書（免許証、マイナンバーカード等)」のほか、「当選」をお知らせしたメールをプリントアウトしたもの（スマートフォン端末等の画面に表示されたものでも可）をお持ちください。
代理の方は傍聴できません。
６　その他
（１）　傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。
（２）　車椅子をお使いになられる方はその旨お申し込みの際にお書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方の御氏名も併せてお書き添えください。

担当：香川労働局労働基準部賃金室
電話　087（811）8919

《　別添　》

審議会傍聴に当たっての遵守事項

1　傍聴券整理番号と同じ席に着席し、みだりに自席を離れないようにしてください。

2　事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。

3　携帯電話・スマートフォン等の電源は必ず切って傍聴してください。

4　ビデオカメラ・ボイスレコーダー等の使用及び撮影・録音は御遠慮ください。

5　静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は謹んでください。

6　審議における言論に対し、賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。

7　プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場内には持ち込めません。

8　ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。

9　銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。

10　公共交通機関をご利用いただく等、お車でのご来場はご遠慮願います。

11　その他、会長及び香川地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、主催者は、その者を退場させることがありますのであらかじめご了承ください。

香川地方最低賃金審議会